

## 都市における木質耐火部材等利用拡大事業助成金公募要領に関するQ&A

### 【要領第1、第2 関係】

#### ・事業の趣旨・対象地域

問)この事業の対象となる場所は、都市計画区域など都市部に限定されますか。

答)

木質耐火部材等の利用を通じて、都市の木造化に資する情報の収集・普及を目的としており、都市計画区域外であってもこれらの目的を達成することができると考えられることから、耐火・準耐火の建築による物件であれば、事業の対象とする考えです。

### 【要領第3 関係】

#### ・申請者の要件

問)この事業を施主、材料供給業者、設計事務所等が建築物の施工者から権利の委譲を受けて申請することができますか。

答)

申請者は、建築工事業又は大工工事業の許可を受けた対象物件の建築業者である必要があります。権利の委譲は、建築確認申請等において対象物件の施工者となっている者から、当該物件の建設工事の一部または全部を請け負って工事を行う建築業者が申請を行う場合を想定しています。

問)一つの確認申請で複数の棟の建築物を申請する場合、助成金の申請はそれぞれの棟で行う必要がありますか？

答)

棟ごとの申請でも確認申請ごとの申請でもどちらでも構いませんが、助成金の算定は棟ごとで算定することとなります。

### 【要領第4 関係】

#### ・対象になる建築物

問)4階建て以上であれば、戸建て住宅でも対象になりますか。

答)

耐火・準耐火の建築物であれば、4階建て以上の戸建て住宅も対象になります。

問)国以外(地方自治体等)の公的助成金を受けている物件であっても本事業に申請することができますか。

答)

国以外の助成金であれば、申請することはできます。

## 【要領第 5 関係】

### ・助成金額の上限

問)助成金額の上限(1,500 万円または 3,000 万円)を判断する際の延べ面積の合計には非木造部分や住宅用途等の面積を含みますか。

答)

規模による防火のための制限のレベルで判断するため、当該建築物全体の延べ面積によることとなります。

### ・燃えしろ製材

問)燃えしろ製材には、製材から作られた集成材やCLTによる燃えしろ設計による建築物も含まれますか。

答)

製材品のみを対象としており、加工品である集成材やCLTなどは燃えしろ設計であっても含まれません。

### ・複数の種類の木質耐火部材を使用する場合

問)建物の 1 階部分を燃えしろ製材で、2階部分を石膏ボードで被覆した木造で設計した場合、助成金の額はどのような計算になりますか。

答)

対象となる建築物において、燃えしろ製材を一部でも利用した場合は、当該建築物の木造階の全ての床面積の合計に 5,000 円を乗じた金額が助成額となります。

### ・混構造の建物

問)耐火建築物等でフレームを鉄骨、床をCLTの耐火部材とする場合、当該階は助成対象となりますか。

答)

床も主要構造部となり、当該部に木質耐火部材を使用した場合には、木造階として助成対象に含めることができます。ただし、構造上重要でない、最下階の床にのみ木質耐火部材等を使用しているような場合は対象外となります。(木造(混構造を含む)の場合は対象になります。)

問)耐火建築物等でフレームを鉄骨、壁をCLTの耐火部材とする場合、当該階は助成対象となりますか。

答)壁も主要構造部となり、当外部に耐火部材を使用した場合には、木造階として助成対象に含めることができます。ただし、間仕切り壁など構造上重要でないもののみを使用している場合は対象外となります。(木造(混構造を含む)の場合は対象になります。)

**【要領第7関係】**

問)申請書の提出期限は11月30日とされていますが、審査はそれ以降に実施されることになりま  
すか。

答)

審査は、事業申請の受付ごとに逐次行い、要件に合うことを確認したものから順次審査結果通知  
書を発行することとしています。

**【要領第10関係】**

問)「工事に着工」とは、どういう状態をいいますか。

答)

当該建築物に係る現場の工事(建築物の基礎の立ち上げ)が開始される日付をいいます。

**【要領第13関係】**

**・対象物件の確認**

問)対象物件の確認は、どのような場合に行うことになりますか。

答)

助成対象物件の中から一定の割合で抽出したもの、大規模物件や普及効果の高いと考えられる  
物件等について確認を行いたいと考えています。

確認の対象とする場合には、あらかじめ連絡・調整して実施することとしておりますので、ご協力  
をお願いします。

**【要領第16関係】**

**・助成金交付請求書の提出**

問)助成金交付請求書は、地域木材団体を經由して提出しなくていいのですか。

答)

直接全木連に提出してください。